



国自安第244号の2
国自旅第372号の2
国自整第352号の2
平成29年3月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自安第244号

国自旅第372号

国自整第352号

平成29年3月14日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を制定したことに伴い「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年4月25日 一部改正 平成26年7月7日 一部改正 平成28年6月30日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年1月13日 <u>一部改正 平成29年3月14日</u></p>	<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年4月25日 一部改正 平成26年7月7日 一部改正 平成28年6月30日 一部改正 平成28年11月18日 一部改正 平成29年1月13日 平成29年1月13日</p>
<p>各地方運輸局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿</p>
<p>沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車局長</p>	<p>自動車局長</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p>

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）に従って行うこととされたい。

1. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月14日 国自安第244号、国自旅第372号、国自整第352号)

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）に従って行うこととされたい。

1. ～6. (略)

附 則 (略)

〇一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新		旧	
適用条項	違反行為	適用条項	違反行為
運送法第23条第2項 (略)	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 違反	運送法第23条第2項 (略)	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 違反
運送法第27条第3項 (略)	補助者の要件違反	運送法第27条第3項 (略)	補助者の要件違反
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切		
	警告 10日重		警告 10日重
	警告 20日重		
	警告 10日重 40日重		
			警告 10日重
			初違反
			基準日重等 再違反